

4. 総合的な評定

4.1 評定結果

4.1.1 安全性向上評価の結果

本届出書においては、高浜発電所3号機に係る安全性向上の取組について、平成29年7月から平成30年12月までの期間を対象に評価を行った。

評価は、保安活動全般、最新の科学的知見及び技術的知見、安全裕度評価等、異なる観点から行った。

保安活動については、品質保証活動、運転、保守、燃料、放射線及び放射性廃棄物の管理、緊急時の措置、安全文化の醸成活動等、これらの分野ごとに実施状況を評価した。評価は、組織・体制、社内マニュアル、教育・訓練、実績指標の4つの側面を含めて行った。その結果、各評価分野では、継続的に大小の改善（高浜3号機第1回安全性向上評価届出書（平成30年1月10日関原発第362号）（以下、「高浜3号機第1回届出書」という）で示した安全性向上計画による措置も含む）に取り組んでいることが確認され、実績指標も安定あるいは改善を示し良好な実績（パフォーマンス）を示していることから、品質マネジメントシステムに基づく、P D C A（Plan—Do—Check—Act）サイクル、すなわち継続的改善のサイクルが定着し有効に機能していることが確認できた。継続的改善のサイクルが有効に機能していることは、安全性向上に係る活動の基盤として、強みであると考えられる一方、保安活動の仔細に立入って確認をすると、設備、体制等、改善の余地が認められる事項も各分野において存在する。見出された改善の余地については、保安活動における継続的な改善に取り組むとともに、計画的に取り組む事項は、高浜3号機第1回届出書で示した安全性向上計画に沿って、今後必要な措置を講じる予定である（第4.2.1表「安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況」参照）。

最新の科学的知見及び技術的知見の保安活動等への反映は、安全研究、原子力施設の運転経験、国際機関及び国内外の学会等の情報（自然現象に関するものを含む）、規格・基準類、メーカー提案のほか、確率論的リ

スク評価用データを対象に、知見を抽出した。その結果、例として、原子力施設の運転経験の分野では、国内外の原子力発電所の不具合情報に加え、他産業施設等の不具合情報も収集したうえで、それらの情報から当社プラントに対する同種不具合の未然防止等の観点で対策が必要なものを抽出し、具体的な改善対策の検討を行ったうえで、発電所の保安活動に反映していることを確認するなど、全ての分野において必要な知見は反映済みか、反映に向けた活動が進められていることを確認した。これは、最新の知見を継続して取り込む仕組みが有効に機能している点で、保安活動の強みと考えられる。

確率論的リスク評価及び安全裕度評価については、高浜3号機第1回届出書の評価時点以降、評価結果が変わるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評定をする必要がなく、高浜3号機第1回届出書の記載内容から大きな変更はない。

ただし、高浜4号機第1回安全性向上評価届出書（平成31年3月29日付け関原発第587号）（以下、「高浜4号機第1回届出書」という。）における「3.1.4.4 号機間相互影響評価」において、高浜3号機への影響があることが明らかとなったため、高浜3号機側に着目し、その影響について記載した。具体的には、地震と津波の重畠評価において、高浜3号機における運転停止時の炉心損傷防止対策、格納容器損傷防止対策及び使用済燃料ピット燃料損傷防止対策については、号機間の耐性の違いによる相互影響を受けることによってクリフエッジ地震加速度及びクリフエッジ津波高さが変化することを確認した。ただし、上記の通りクリフエッジが変化したとしても、基準地震動及び基準津波高さに対して十分な裕度があり、いずれのケースにおいても、十分高い耐性を有することが確認でき、裕度を持たせた安全対策工事を実施したことは、安全上の強みと考えている。なお、上記のクリフエッジの変化については、高浜4号機第1回届出書でも記載したとおり、送水車導入時に解消する見込みである。

上記の異なる観点からの評価を実施した結果、高浜発電所3号機に対して継続的に安全性向上の取組が行われていることが確認できた。

当社は、原子力発電の安全性向上の取組に終わりはないとの認識のもと、今後も引き続き、規制の枠組みにとどまることなく、プラントのリスクを見つけ、それを除去、低減していくため、確率論的リスク評価や安全裕度評価の結果も活用し、全社一体となって、原子力発電の安全性向上に向けて、自主的・継続的に取組を進める所存である。

4.1.2 外部評価の結果

4.1.2.1 外部有識者による評価

高浜発電所3号機の安全性向上評価に係る調査及び評価結果、並びに安全性向上計画については、社外の有識者による外部評価を受けており、外部評価の方法、結果を以下に示す。

(1) 評価者

安全性向上評価を通じて、事業者がプラントの現状を適切に把握し、必要な追加措置を抽出しているかどうか等、評価の適切性を客観的に評価いただく観点から、外部の有識者による評価を活用することとした。

安全性向上評価の目的に照らし、当社の原子力事業の運営に関する知識を有し、各専門分野における知見に基づいた評価ができる有識者として、以下に示す方々に評価を依頼した。

小 泉 潤 二 大阪大学名誉教授

((株) 原子力安全システム研究所社会システム研究所長)

三 島 嘉一郎 京都大学名誉教授

((株) 原子力安全システム研究所技術システム研究所長)

上記の評価者が所属されている（株）原子力安全システム研究所は、1991年2月、当社美浜発電所2号機で発生した蒸気発生器細管破断事故を契機とし、1992年3月に株式会社として設立された。「原子力発電の安全性および信頼性の一層の向上と、社会や環境とのよりよい調和に貢献する。1. 技術的側面と社会的側面の両面から幅広い研究を行う。2. 独立・第三者的な立場からの客観的な研究を行い、原子力発電の発展のための積極的な提言を行う。

3. 開かれた研究活動を展開するとともに、得られた研究成果は広く公開する。」を基本理念とし研究活動に取り組んでいる。高浜3号機の評価についての外部評価にあたっても、同研究所の基本理念に基づき独立・第三者的な立場から評価をいただき、客観性を確保した。

(2) 評価方法

① 評価方法

調査及び評価結果（安全性向上計画（案）を含む）並びに届出書の記載案を提示し、評価者との面談において、評価方法、評価結果及び届出書の記載案に対するご意見、ご助言をいただいた。

② 主な評価項目

- ・保安活動の実施状況 [届出書第2章]
- ・最新の科学的知見及び技術的知見 [届出書第2章]
- ・安全裕度評価（ストレステスト）[届出書第3章]

(3) 評価結果

評価者との面談実績及び評価者による評価結果とその対応を以下に示す。

① 面談実績

- ・2019年5月
高浜3号機評価概要及び届出書案の説明

② 評価結果とその対応

評価者には、届出書記載／安全性向上評価全般に対するコメント及び当社の活動全般に対するコメントを頂き、届出書に記載すべきと判断したコメントについては反映を実施し、記載の充実を図っている。その他届出書の全体的な記載について、より分かりやすくなるような記載の工夫等のご助言をいただきており、それについても届出書に反映している。

4.1.2.2 届出書の電力間レビュー

届出書に関して、外部評価の一環として、記載案について電力各社によるレビューを受けており、その結果を以下に示す。

(1) レビュー者

以下に示す電力各社にレビューをお願いした。

北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び電源開発株式会社。

(2) レビュー方法

① レビューの方法及び観点

電力各社に対し届出書案を提示し、専門家も含め広く理解される程度の記載となっているか、記載の深さ自体が適切か、の観点で、ご意見、ご助言をいただいた。

② レビュー対象

第2章～第4章

③ レビューペリオド

2019年4月中旬～5月上旬

(3) レビュー結果

電力各社によるレビューの結果、分かりやすさの観点で届出書を通しての用語の整合及び丁寧な説明を付す等の記載の充実に関するコメントが提案され、それらのコメント内容について届出書に反映した。

4.2 安全性向上計画

第2章の調査・分析の結果から、保安活動において管理面や設備面の改善が図られており、保安活動を行う仕組みが有効に機能していることが確認できたが、今回の評価においては、安全性向上に資する自主的な追加措置は新たに抽出されなかった。

高浜発電所3号機安全性向上評価（第1回）の中で抽出した、安全性向上に資する自主的な追加措置については、一部計画を変更しているものはあるものの、適切に実施を進めており、発電所の安全性向上が図られていることを確認した。

4.2.1 安全性向上のための具体的な措置に係る計画及び実施状況

高浜発電所3号機安全性向上評価（第1回）の中で抽出した、安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況を第4.2.1表に示す。

4.2.2 まとめ

今回の評価において新たに取り組むべき追加措置は抽出されなかったが、第1回の評価時に抽出した追加措置については適切に実施していることが確認できた。今後の取組としては、日常の保安活動における安全性向上に向けた不断の努力に加え、これまでの安全性向上評価において抽出した追加措置を計画に則って実施していく。

追加措置については、措置を講じた以降も、日常の保安活動において、設備の状態あるいは措置の実施状況とその改善の状況を適宜確認していく。

第 4.2.1 表 安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況（1／3）

No	追加措置	追加措置概要	関連する評価分野	実施時期 (第1回届出時)	実施状況（※）	備考
1	軽微事象の検出・対応の仕組みの改善	軽微事象を積極的に検出し、かつ原子力安全上重要な問題への対応に資源を集中するよう仕組みを改善する。	品質保証	新検査制度の運用開始時期（2020年度）の実施に向けて検討中	新検査制度の運用開始（2020年度）に向けて、現在「是正処置プログラムに係る要綱準則」を制定し、大飯発電所で試運用を行っており、その状況を踏まえて高浜発電所でも試運用中	具体的な実績については「2.2.1.1 品質保証活動」に記載
2	MAAPコードを導入した運転シミュレータでのSA訓練の実施	MAAPコードにより炉心損傷後のプラント状態を模擬できる運転シミュレータで対応操作訓練を実施する。	運転管理	2018年度上期 訓練開始予定	2018年12月より訓練開始	シミュレータ訓練については、他社との調整結果を反映し、実施時期の見直しを行った。 具体的な実績については「2.2.1.2 運転管理」に記載
3	RCPシャットダウンシール導入	全交流電源喪失時の対応能力向上及び信頼性向上を図るために、シャットダウンシールを導入する。	保守管理・確率論的リスク評価	導入に向け検討中	第24回定期検査時（2019年度）に導入予定	—
4	海水ポンプ軸受取替	海水ポンプの軸受について潤滑水を必要としないテフロン製の軸受に取り替え、信頼性向上及びメンテナンス性向上を図る。	保守管理	対象となる海水ポンプの分解点検に合わせて実施 (Aポンプ：第25回定期検査、Bポンプ：第23回定期検査)	対象となる海水ポンプの分解点検に合わせて実施 Aポンプ 2021年度実施予定 (第25回定期検査) Bポンプ：2018年度実施済 (第23回定期検査)	具体的な実績については「2.2.1.3 保守管理」に記載
5	主変圧器取替	経年劣化傾向を踏まえ、予防保全対策として、主変圧器を取り替える。	保守管理	2018年度	2018年11月に取替し運用開始	具体的な実績については「2.2.1.3 保守管理」に記載
6	プラント計算機取替	部品の多くが製造中止となっていることから、予防保全及び信頼性向上のため、計算機の一部を取り替える。	保守管理	2018年度	2018年10月に取替し運用開始	具体的な実績については「2.2.1.3 保守管理」に記載

(※)総合評価チームによる追加措置決定時点（2019年5月15日）の状況

第 4.2.1 表 安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況（2／3）

No	追加措置	追加措置概要	関連する評価分野	実施時期 (第1回届出時)	実施状況(※)	備考
7	野外モニタ装置取替	交換部品の製造中止等から、予防保全及び信頼性向上のため、装置の一部を取り替える。	放射線管理 及び 環境放射線 モニタリング	2019年度	2018年11月に取替し運用開始	3号機起動に合わせ、前倒して実施。具体的な実績については「2.2.1.5 放射線管理」に記載
8	送水車導入	S A 時において、消防ポンプから送水車を用いた事故対応に変更することで、事故収束作業の迅速化等を図るとともに、送水車の保管場所を地震津波重畠の影響を受けにくい場所に設定することで、格納容器損傷防止対策にかかるクリフエッジの向上を図る。	緊急時の措置・安全裕度評価	発電所全体で対策を進め、高浜1, 2号機の新規制基準適合のための対策工事（2019年度完了予定）に合わせて対策実施予定	発電所全体で対策を進め、高浜1, 2号機の新規制基準適合のための対策工事（2019年度以降完了予定）に合わせて対策実施予定	発電所における新規制基準適合工事に合わせたことによる工事完了時期の変更
9	免震事務棟設置他	事故対応時の現場対応体制及び作業員の安全性を更に確保するため、免震構造を有する事務棟を設置する。	緊急時の措置	2018年度中に運用開始予定	2019年3月から運用開始	具体的な実績については「2.2.1.7 緊急時の措置」に記載
10	緊急時におけるリーダーシップ能力向上研修（たいかん訓練）の導入	緊急時に現場の指揮者クラスに要求されるリーダーシップ能力（コミュニケーション能力やストレス下の意思決定能力等）を高める研修（たいかん訓練）を導入する。	緊急時の措置	2016年から試行中の研修の結果を踏まえ本格導入予定	リーダーシップ能力を高める研修「たいかん訓練」を試行中	「たいかん訓練」は、英略称として ECOTEC（エコテック、Experience/Core/Oversight Training for Emergency Commanders）とも表記している。
11	労働災害防止に向けた活動の強化	T B M の充実、現場パトロールの強化及び作業員の体調管理強化等を実施する。	安全文化醸成	既に取組んでいる活動の強化・定着を図っていく	対策を強化し、活動継続中	具体的な実績については「2.2.1.8 安全文化醸成」に記載
12	特定重大事故等対処施設による格納容器スプレイ及びフィルタベントの導入	格納容器の過圧破損に係るリスク低減を図るため、特定重大事故等対処施設を用いた格納容器スプレイ及びフィルタベントを整備する。	確率論的リスク評価	2020年度	変更なし	—

(※)総合評価チームによる追加措置決定時点（2019年5月15日）の状況

第 4.2.1 表 安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況（3／3）

No	追加措置	追加措置概要	関連する評価分野	実施時期 (第1回届出時)	実施状況(※)	備考
13	オリフィスの健全性確認方法の改善	確率論的リスク評価の評価結果から見出されたオリフィス閉塞リスクの低減に向けた対応として健全性確認の手順を追加し、信頼性の向上を図る。	確率論的リスク評価	次回定期検査時（2018年度）に現地を調査し、具体的な実施内容を確定させる予定	第23回定期検査時（2018年度）に現地調査を実施し、現時点での健全性を確認済	具体的な実績については「2.2.1.3 保守管理」に記載
14	運転員及び緊急時対策要員への教育・訓練プログラム策定に係るリスク情報の活用	確率論的リスク評価の評価結果から得られた代表的な事故シナリオに登場する操作失敗等のリスク情報を教育・訓練プログラムの策定に活用する。	確率論的リスク評価	2018年度中に活用開始予定	2018年度、評価結果からのリスク情報を教育・訓練プログラムに活用を開始	具体的な実績については「2.2.1.2 運転管理」及び「2.2.1.7 緊急時の措置」に記載
15	余裕時間評価を踏まえた大規模損壊手順書の充実	時間余裕評価の結果を踏まえ、更なる余裕を確保するための方策を検討し、大規模損壊手順書の充実を図る。	安全裕度評価	2018年度	2019年3月に手順書を充実	具体的な実績については「2.2.1.7 緊急時の措置」に記載
16	緊急時対策本部要員等を対象とした教育・訓練への活用	安全裕度評価を通じて得られた知見（例：斜面崩壊の影響範囲等）を教育、訓練に活用する。	安全裕度評価	2018年度中に活用開始予定	2018年4月より評価結果からの知見の活用を開始	具体的な実績については「2.2.1.7 緊急時の措置」に記載

(※)総合評価チームによる追加措置決定時点（2019年5月15日）の状況